

事業概要

令和5年度版

香川県食肉衛生検査所

目 次

第一章 総 説

1	沿革	2
2	香川県食肉衛生検査所の位置及び施設の概要	3
	(1) 位置図	3
	(2) 施設の概要	4
3	所管区域及びと畜場所在地	6
	(1) 所管区域	6
	(2) と畜場所在地	6
4	事業内容と組織	7
	(1) 事業	7
	(2) 組織	7
	(3) 職員構成	7
5	主な業務内容	8
	(1) と畜検査	8
	(2) と畜場の衛生	8
	(3) 食品衛生	9
	(4) 食鳥検査及び食鳥衛生	9
6	と畜検査のながれ	10
7	令和5年度重点事業	11
8	と畜検査手数料	11
9	検査所の主な検査機器	12

第二章 事業の概要

1	と畜検査	15
	(1) と畜検査頭数	15
	(2) 疾病獣畜検査頭数	18
	(3) と畜検査の結果に基づく処分状況	19
	(4) 牛伝達性海綿状脳症 (BSE) 対策における指導状況	20
	(5) 精密検査	20
2	と畜場の衛生	23
	(1) と畜場における外部検証の実施状況	23
	(2) と畜場における衛生講習会の実施状況	23
3	食品衛生	24
	(1) 食品衛生関係施設の監視指導	24
	(2) 食品収去検査	24

4	食鳥検査及び食鳥衛生	26
	(1) 大規模食鳥処理場における食鳥検査状況	26
	(2) 認定小規模食鳥処理場における確認状況	26
	(3) 規模別監視指導件数	27
	(4) 大規模食鳥処理場における外部検証の実施状況	27
5	その他事業	28
	(1) 普及啓発	28
	(2) と畜検査結果のフィードバック	28
	(3) 証明書の交付	28

第一章 総 説

1 沿 革

香川県食肉衛生検査所が設置される以前における本県のと畜検査業務は、保健所に所属していた獣医師が、乳肉・食品衛生・狂犬病予防業務等と並行して実施してきました。

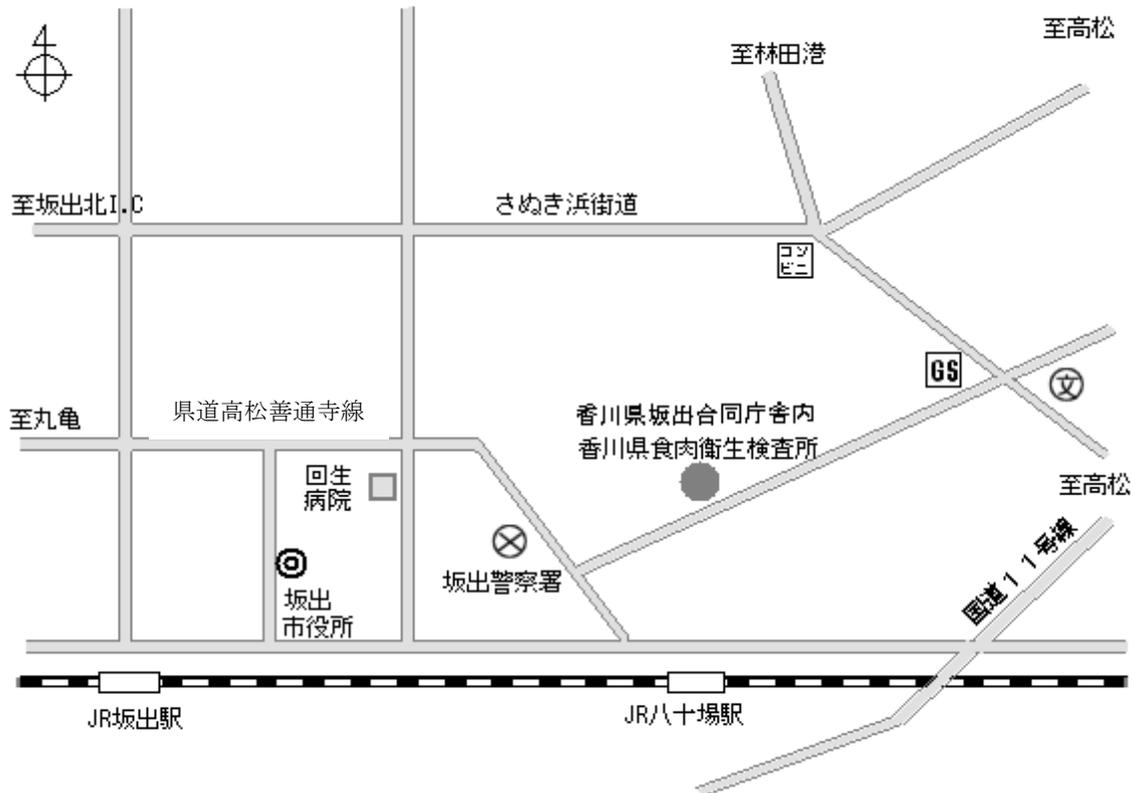
昭和40年以降、畜産物の需要・消費拡大に伴い、家畜の飼養形態が変化し、さらには流行性感冒やレプトスピラ症などの新型疾病の出現や疾病の多様化に伴い、と畜検査業務の見直しが迫られました。

このような状況を経て、と畜検査業務を独立させ、検査技術の向上と疾病対策をより専門的に行う機関として設置されました。

- | | |
|----------------|---|
| 1976年（昭和51年）4月 | 香川県食肉衛生検査所条例の施行により、地方行政機関として、香川県食肉衛生検査所を坂出市昭和町に設置
香川県食肉衛生検査所規則の施行により、管理課及び検査課の2課制で発足 |
| 1980年（昭和55年）6月 | 香川県食肉衛生検査所規則の改正により、精密検査課が設置され3課制となる |
| 1992年（平成4年）3月 | 財団法人香川県食鳥衛生検査センターが設立 |
| 1992年（平成4年）4月 | 食鳥検査業務の開始 |
| 1993年（平成5年）4月 | 香川県食肉衛生検査所規則の改正により、次長制を設ける |
| 1998年（平成10年）8月 | 坂出市江尻町に香川県坂出合同庁舎が竣工され、香川県食肉衛生検査所が同庁舎内へ移転 |
| 1999年（平成11年）4月 | 高松市の中核市移行に伴い、高松市食肉衛生検査所が設置され、高松市が所管外となる |
| 2013年（平成25年）4月 | 財団法人香川県食鳥衛生検査センターが公益財団法人として認定を受け、公益財団法人香川県食鳥衛生検査センターへ移行 |

2 香川県食肉衛生検査所の位置及び施設の概要

(1) 位置図



アクセス JR八十場駅から徒歩15分、車で5分
JR坂出駅から車で7分
坂出北I.Cから車で10分

所在地 香川県坂出市江尻町1355番地
香川県坂出合同庁舎内

TEL 0877(45)5132

FAX 0877(45)5893

(2) 施設の概要

(イ) 香川県坂出合同庁舎

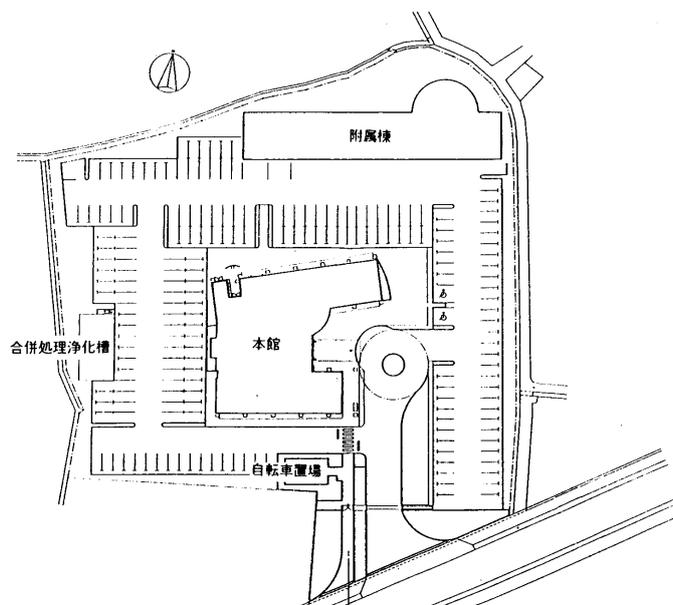
- 敷地面積 10,002 m²
- 庁舎概要

区分	構造	階数	延べ床面積
本館	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階 地上6階 塔屋2階	6,540.45 m ²
附属棟	鉄骨造	地上2階	942.75 m ²
自転車置場	鉄骨造	地上1階	60.00 m ²

- 階層別入庁機関

階数	入庁機関
6階	会議室
5階	食肉衛生検査所・(公財)香川県食鳥衛生検査センター
4階	食肉衛生検査所
3階	中讃土木事務所
2階	中讃土木事務所
1階	中讃土木事務所・中讃税務窓口センター
地階1階	書庫・図面保管庫

- 全体図

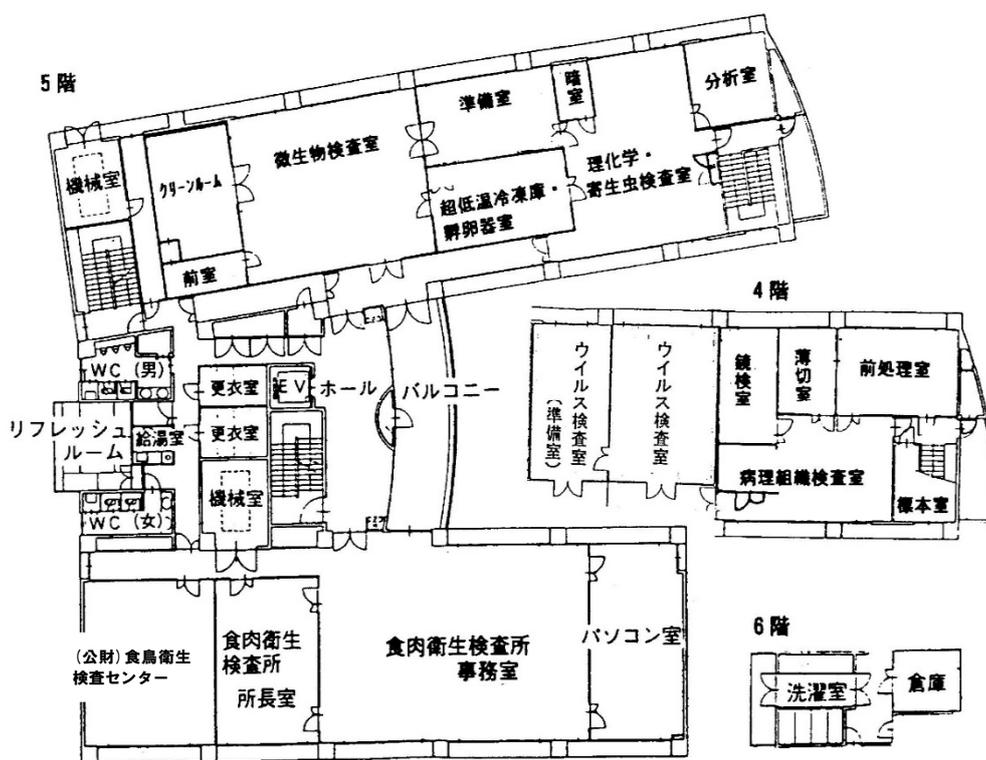


(ロ) 食肉衛生検査所

・建物専用面積

事務室	275.38 m ²
所長室	47.04 m ²
書庫・倉庫	32.34 m ²
検査室	494.41 m ²
微生物検査室	125.75 m ²
理化学・寄生虫検査室	102.48 m ²
病理組織検査室	108.03 m ²
ウイルス検査室	87.15 m ²
共有部分	71.00 m ²
更衣室	17.39 m ²
洗濯室	19.28 m ²
本館建物専用面積合計	885.84 m ²

・建物平面図



3 所管区域及びと畜場所在地

(1) 所管区域

県の区域(高松市を除く)

(2) と畜場所在地

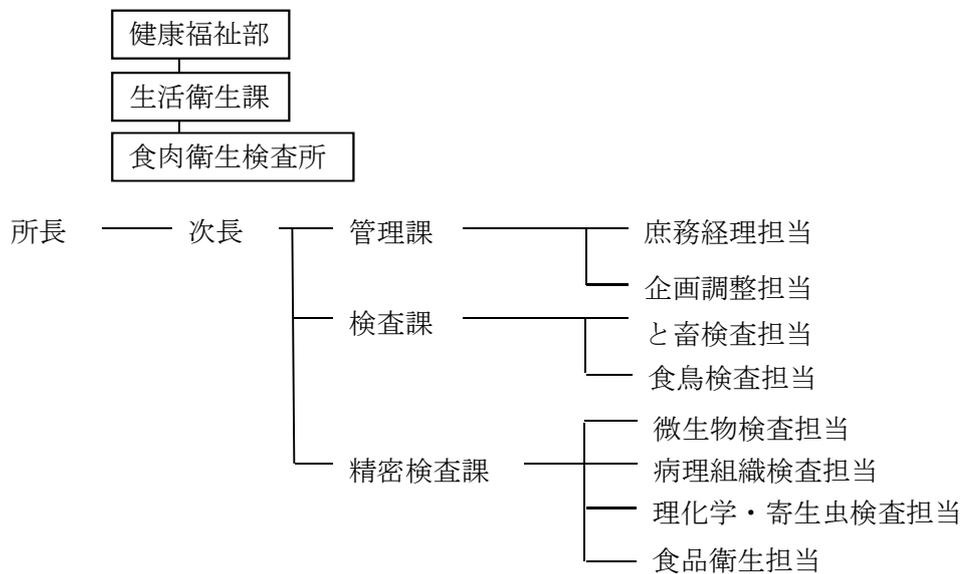
と畜場 番号	名称	所在地	開設年月日	処理能力 (豚換算頭数)
2	株式会社香川県畜産公社	坂出市昭和町二丁目 1-9	昭 61. 7. 11	800
5	香川県農業協同組合 東讃畜産振興センター 大川畜産センター	さぬき市長尾西 1881	平 12. 4. 1	600

4 事業内容と組織

(1) 事業

- ① 獣畜のとさつ、解体検査及び措置に関すること。
- ② 獣畜、食鳥の肉・内臓等の検査並びに試験研究に関すること。
- ③ と畜場、食鳥処理場及びその附属施設の衛生保持の監視指導に関すること。
- ④ 食品衛生法に基づく食肉、魚肉、食肉製品及び添加物の検査並びに食肉処理施設等の整備改善に関すること。
- ⑤ 獣畜、食鳥及び食肉に関する衛生統計並びに調査、研究に関すること。
- ⑥ 獣畜、食鳥等に関する衛生知識の普及及び向上に関すること。

(2) 組織



(3) 職員構成

R5. 11. 30 現在

	事務	技術 (獣医師)	定数外職員			計
			(獣医師)	(薬剤師)	その他	
所長		1				1
次長		1				1
管理課	2	1			1	4
検査課		4	9			13
精密検査課		2	1	1		4
計	2	9	10	1	1	23

5 主な業務内容

(1) と畜検査

と畜場法に基づく検査対象は、牛、馬、豚、めん羊、山羊であり、と畜検査員が疾病及び異常の有無について、と畜場に搬入される1頭ごとに生体検査、解体検査（解体前・後検査をいう）を行い、必要に応じて精密検査を実施する。検査結果に基づき合格であれば検印を押し、必要に応じてとさつ解体禁止や全部又は一部廃棄の措置をとる。

● 生体検査

獣畜の生前の状態が食用として適当か否かを検査し、異常のないときは、とさつを認める。

疾病獣畜（疾病にり患していることが明らかな獣畜及び生体検査において疾病にり患していることが明らかになったもの）については隔離所に移し精密検査を行う。望診等及び精密検査により、重大な伝染病等が疑われるときはとさつを禁止し、重大な伝染病等の疑いがない疾病獣畜は、病畜と室でのとさつを認める。

● 解体検査

とさつ、解体された獣畜が食用として適当か否かを検査し、その結果、法令に定められた部分的な異常を認めた場合は、その部分を、全身的な異常を認めた場合は、その全部を廃棄する。

病畜と室でとさつ、解体された獣畜についても、同様の検査を行う。

● 精密検査

生体検査、解体検査を経て、なお必要なときは、さらに微生物学的、病理組織学的及び理化学・寄生虫学的な精密検査を実施し、食用に供することが適当か否かの判定を行う。

(2) と畜場の衛生

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）により、と畜場法が改正され、令和3年6月より、と畜場において HACCP に基づく衛生管理を実施するとともに、と畜業者はと畜検査員による衛生管理計画及び手順書の確認並びに施設の衛生管理の実施状況の確認（以下「外部検証」とする。）を受けることが義務化された。

外部検証については「と畜検査及び食鳥検査員による外部検証の実施について（令和2年5月28日付け生食発0528第1号）」に基づき、外部検証実施計画（以下「実施計画」とする。）を策定し、各と畜場の衛生管理計画及び手順書の確認、衛生管理の実施記録の確認、現場での実施状況の確認並びに衛生指標菌を用いた微生物試験を実施し、と畜場の構造設備、機械器具、使用水、排水、不可食部分を含む廃棄物、薬品・洗浄剤、ねずみ・昆虫対策の確認、生体、とさつ・解体中のとたい、枝肉、内臓等の最終製品の衛生的な取扱いの確認、とさつ・解体工程及び衛生管理に携わると畜場の従事者の作業の実施状況及び教育訓練状況の確認並びに衛生管理計画、手順書、衛生管理の実施

記録、従業員の衛生教育実施記録その他関連文書の確認を行う。

また、定期的開催する衛生講習会において、衛生管理責任者や作業衛生責任者の資質の向上を図るとともに、作業従事者をはじめ関係者に対し、食肉等の衛生的な取扱いの普及を図る。

(3) 食品衛生

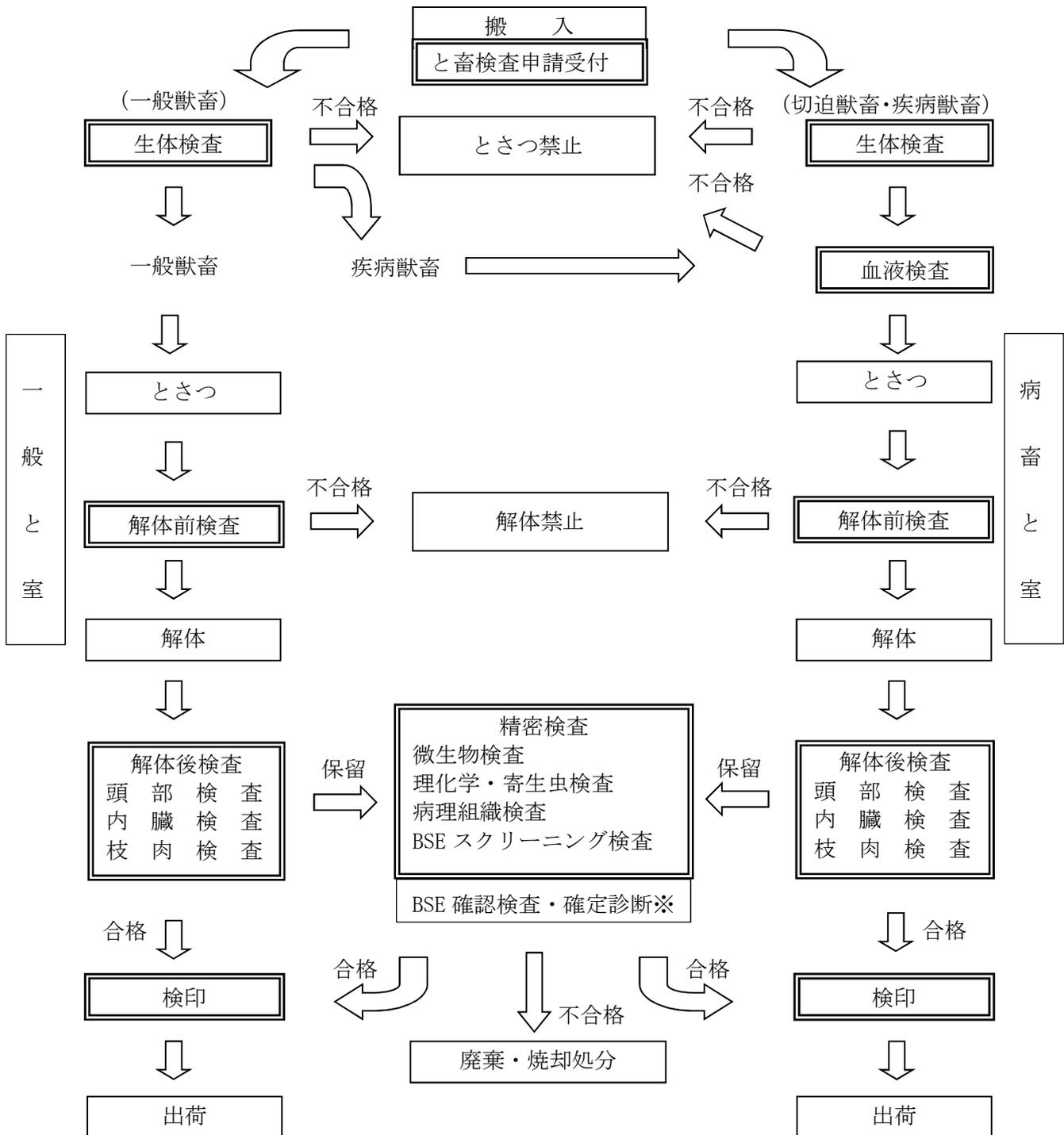
食品衛生法に基づき、食肉等の衛生確保並びにと畜場に関連した食肉処理施設及び食肉製品製造施設の監視指導を行うとともに、当該施設で製造された食肉製品等の取去検査を実施する。

(4) 食鳥検査及び食鳥衛生

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、指定検査機関の行う食鳥検査の状況及び確認状況、並びに認定小規模食鳥処理場における確認状況を把握するとともに、食鳥処理場の監視指導を行う。

また、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）により、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が改正され、令和3年6月より、食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く）はHACCPに基づく衛生管理を実施するとともに、食鳥検査員による外部検証を受けることが義務化された。外部検証についてはと畜場と同様に実施計画に基づき、食鳥処理場の衛生管理計画及び手順書の確認、衛生管理の実施記録及び現場での実施状況の確認、並びに衛生指標菌を用いた微生物試験を実施する。

6 と畜検査のながれ



BSEスクリーニング検査は、伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき実施

※ 確認検査・確定診断は、国の機関に検体を送付し、実施

7 令和5年度重点事業

- 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）により、と畜場法が改正され、と畜場においてHACCPに基づく衛生管理が令和3年6月に導入された。これに伴い、HACCP導入のと畜場に対して、衛生管理計画及び手順書に基づき、外部検証を実施し、HACCPの効果的な運用と衛生意識の向上に努めた。
- 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）により、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が改正され、食鳥処理場においてHACCPに基づく衛生管理又はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が令和3年6月に導入されたことから、食鳥処理場に対してHACCP及びHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の効果的な運用と衛生意識の向上に努めた。
- 県内の教育機関等へ臓器標本の貸出しを実施し、当所の業務内容と食肉衛生に関するチラシを配布して、食の安全・安心に関する普及啓発を実施した。

8 と畜検査手数料

と畜検査手数料（1頭当たり）

（単位：円）

畜種別		牛・馬	生後 1年未満 の牛	生後 1月未満 の乳用牛	豚	めん羊 山羊	生後 1月未満 の山羊	備考
金額	時間内	500	300	150	200	60	20	平成4年 4月1日 改正
	時間外	1,000	600	300	400	120	40	

（注）時間内とは、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭23年、法178）に規定する休日以外の日において、午前8時30分から午後5時15分の間に行う場合をいう。

9 検査所の主な検査機器

BSE関係			
マイクロプレート ウォッシャー	TECAN hydroflex	プレートインキュベーター	福島 FMU-052I
	Thermo LabSystems Wellwash 4MK2		福島 FMU-051I
マイクロプレートリーダー	TECAN サンライズリモート	8チャンネルピペット	ThermoLabSystems 50-300ml
	TECAN サンライズレインボ ーサーモ	恒温水槽	アズワン サーマルロボ TR-3A
細胞破碎機	安井器械 MB524TMA	電子天秤	Sartorius CP423S-OCE
	Thermo Savant FastPrep FP120	冷蔵ショーケース	DAIWA DC-ME50A-EC
微量高遠心機	日立 himac CF15R	サーモアルミバス	IWAKI ALB-221

微生物関係			
インキュベーター	日立 CRB-32A	超音波洗浄流し台	ダルトン IUC-7321N
	大和 CDB-32A	ゲル撮影装置	タイテック(株) GP2000i-B
	大和 CDB-14A		タイテック(株) EU-500Mセット
ウォーターバス	THOMAS T-22LA	PCR装置	Takara PCR Thermal Cycler
高圧滅菌器	HIRAYAMA HV-50	リアルタイムPCR装置	Takara Thermal Cycler Dice Real Time System Lite
超低温フリーザ	パナソニック MDF-U384-PJ	ペトリフィルムプレートリ ーダー	3M 6499
低温フリーザ	パナソニック MDF-U443-PJ	マイクロ冷却遠心機	KUBOTA 3780
安全キャビネット	ダルトン NSC-2A-900	生物顕微鏡・デジタルカメ ラシステム	ニコン ECLIPSE Ci ライカ MC120 HD

令和5年度香川県食肉衛生検査所事業概要

病理組織関係			
写真撮影装置	杉研商事 (株) MPS-2	卓上型プッシュプル換気装置オープンドラフト	興研 (株) HD-01
自動振盪器	タイテック (株) NR-80	自動染色装置	サクラ DRS2000
密閉式自動固定包埋装置	サクラ VIP-5-Jr-J0	蛍光顕微鏡	Nikon E600
パラフィンブロック作製装置	サクラ Tissue・Tec TEC プラス	ディスカッション顕微鏡	オリンパス BX43
スライディングマイクロトーム (電動式)	HM450	顕微鏡用デジタルカメラ	Nikon DXM1200
パラフィン伸展器	サクラ PS-M	クリオスタット	ライカマイクロシステムズ CM1860UV
	サクラ PS-53	電子天秤	島津製作所 BL-3200S

理化学・寄生虫関係			
臨床化学分析機器	富士 ドライケム 3500S	ホモジナイザー	オムニ GLH
全自動血球計数器	日本光電 MEK-6558		ヒスコトロン NS-52
高速液体クロマトグラフィ	島津製作所 Nexera lite システム		エクセルオート ED-3
分光光度計	レシオビーム U-5100	遠心分離機	KUBOTA 2410
三眼実体顕微鏡	EMTR-4PBH/10	高速冷却遠心機	KUBOTA 6000
迅速 COD 測定器	セントラル科学 HC-607 型	卓上超音波洗浄器	シャープ UT-106
減圧乾固用真空ポンプシステム	バキュームシステム V-700	pH メーター	HORIBA D-72S
低温恒熱器	タバイエスペック PU-1K 型		

その他			
食品放射能検査システム	ベルトールドジャパン(株) LB2045		

第二章 事業の概要

1 と 畜 検 査

(1) と畜検査頭数

検査頭数は、172,711頭（牛6,663頭、豚166,048頭）であり、前年度（171,695頭）と比較すると全体では約0.59%（1,016頭）増加した。畜種別では、牛は107頭増加し、豚は909頭増加した。

産地別では、牛は、県内産2,159頭、県外産4,504頭であり、県外産では、岡山県2,759頭、栃木県815頭が主な地域である。豚は、県内産38,362頭、県外産127,686頭であり、県外産では広島県52,160頭、愛媛県43,350頭が主な地域である。

県内のと畜場の延べ開場日数は、462日であり、と畜場別では、株式会社香川県畜産公社241日、香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター221日であった。

今年度は、と畜場外におけると畜検査は行われなかった。

(イ) 年度別・畜種別検査頭数

(単位：頭)

畜種 年度	牛	子牛		馬	豚	めん 山 羊	合 計
		生後1年 未満の牛	生後1月 未満の 乳用牛				
元	6,381	2	0	0	156,708	0	163,091
2	6,185	2	0	0	164,393	0	170,580
3	6,208	0	0	0	172,514	0	178,722
4	6,556	0	0	0	165,139	0	171,695
5	6,663	0	0	0	166,048	0	172,711

(ロ) と畜場別・畜種別検査頭数

(単位：頭)

と畜場	畜種 牛	子牛		豚	合計
		生後1年 未満の牛	生後1月 未満の 乳用牛		
株式会社 香川県畜産公社	6,663	0	0	94,516	101,179
香川県農業協同組 合東讃畜産振興セ ンター大川畜産セ ンター				71,532	71,532
合計	6,663	0	0	166,048	172,711

(ハ) 月別・と畜検査手数料別検査頭数

(単位：頭)

畜種	牛		子牛				豚		合計
			生後1年 未満の牛		生後1月 未満の 乳用牛				
時間 月	内	外	内	外	内	外	内	外	
4	612	0	0	0	0	0	13,763	0	14,375
5	533	0	0	0	0	0	12,646	0	13,179
6	468	0	0	0	0	0	13,468	0	13,936
7	630	0	0	0	0	0	12,861	0	13,491
8	518	0	0	0	0	0	12,973	0	13,491
9	502	0	0	0	0	0	13,092	0	13,594
10	566	0	0	0	0	0	14,859	0	15,425
11	668	0	0	0	0	0	15,622	0	16,290
12	556	0	0	0	0	0	14,911	0	15,467
1	597	0	0	0	0	0	14,442	0	15,039
2	503	0	0	0	0	0	14,159	0	14,662
3	510	0	0	0	0	0	13,252	0	13,762
合計	6,663	0	0	0	0	0	166,048	0	172,711

(二) 年度別・と畜場別・畜種別検査頭数

(単位：頭)

畜種 と畜場 年度	牛	子牛		豚	
		生後 1年未満 の牛	生後 1月未満 の乳用牛	株 式 会 社 香 川 県 畜 産 公 社	香川県農業協同組合 東讃畜産振興センタ ー大川畜産センター
26	8,433	7	0	81,604	66,516
27	7,612	7	0	81,057	65,607
28	6,943	1	0	81,144	66,754
29	6,441	1	0	79,665	66,483
30	6,396	0	0	87,018	71,892
元	6,381	2	0	91,444	65,264
2	6,185	2	0	91,097	73,296
3	6,208	0	0	97,731	74,783
4	6,556	0	0	93,937	71,202
5	6,663	0	0	94,516	71,532

※ 牛・子牛：株式会社香川県畜産公社

(ホ) と畜場別開場日数

(単位：日)

と畜場 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	株 式 会 社 香 川 県 畜 産 公 社	20	20	22	20	21	20	21	20	19	19	19	
香川県農業協同組 合東讃畜産振興セ ンター大川畜産セ ンター	20	18	20	18	18	17	20	20	18	18	18	16	221
合 計	40	38	42	38	39	37	41	40	37	37	37	36	462

(へ) と畜場別延べ検査員数

(単位：人)

と畜場	月												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
株式会社 香川県畜産公社	219	211	217	209	208	192	215	203	180	192	194	201	2,441
香川県農業協同 組合東讃畜産振 興センター大川 畜産センター	80	72	80	75	72	68	80	80	75	72	71	64	889
合 計	299	283	297	284	280	260	295	283	255	264	265	265	3,330

(2) 疾病獣畜検査頭数

疾病獣畜の検査頭数は90頭で、総検査頭数に占める比率は約0.05%であった。

畜種別・と畜場別・月別

(単位：頭)

畜種	と畜場	月												合計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
牛	株式会社 香川県畜産公社	6	6	6	5	7	11	13	5	4	8	7	12	90
	株式会社 香川県畜産公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	株式会社 香川県畜産公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	香川県農業協同 組合東讃畜産振 興センター大川 畜産センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		6	6	6	5	7	11	13	5	4	8	7	12	90

(3) と畜検査の結果に基づく処分状況

とさつ禁止及び解体禁止処分はなかった。

全部廃棄頭数は 406 頭（牛 11 頭、豚 395 頭）で、前年度と比較して 51 頭減少し、検査頭数に占める全部廃棄頭数の比率は 約 0.23%であった。

一部廃棄件数は 133,908 件（牛 3,902 件、豚 130,006 件）であった。

なお、家畜伝染病予防法に基づき、牛伝染性リンパ腫、豚丹毒等の届出伝染病については、家畜保健衛生所に届出を行った。

(イ) 獣畜のとさつ禁止または廃棄したものの原因別添(巻末掲載)を参照

(ロ) 全部廃棄頭数

総括表

(単位：頭)

病名 畜種	豚丹毒	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	腫瘍	水腫	リンパ腫	牛伝染性	その他	合計
牛		0	1	1	1	0	2	5		1	11
子牛		0	0	0	0	0	0	0		0	0
豚	89	261	37	1	3	0	3			1	395

株式会社香川県畜産公社

病名 畜種	豚丹毒	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	腫瘍	水腫	リンパ腫	牛伝染性	その他	合計
牛		0	1	1	1	0	2	5		1	11
子牛		0	0	0	0	0	0	0		0	0
豚	44	242	16	0	1	0	3			1	307

香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター

病名 畜種	豚丹毒	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	腫瘍	水腫	リンパ腫	牛伝染性	その他	合計
豚	45	19	21	1	2	0	0			0	88

(ハ) 一部廃棄件数

総括表

畜種	実頭数	疾病別件数					計
		細菌病	ウイルス・リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
牛	3,902	6	0	0	1	5,796	5,803
子牛	0	0	0	0	0	0	0
豚	130,006	0	0	0	6,532	137,005	143,537

株式会社香川県畜産公社

畜種	実頭数	疾病別件数					計
		細菌病	ウイルス・リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
牛	3,902	6	0	0	1	5,796	5,803
子牛	0	0	0	0	0	0	0
豚	71,827	0	0	0	5,814	75,403	81,217

香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター

畜種	実頭数	疾病別件数					計
		細菌病	ウイルス・リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
豚	58,179	0	0	0	718	61,602	62,320

(4) 牛伝達性海綿状脳症 (BSE) 対策における指導状況

と畜場における BSE 対策の一つとして、牛の扁桃等の特定部位の除去・焼却が義務付けられている。それらの作業状況及び除去部位の保管並びに処分状況を確認し、助言、指導等を行った。

(5) 精密検査

精密検査延べ頭数は、213 頭だった。

精密検査の結果、131 頭 (牛 8 頭、豚 123 頭) の全部廃棄処分をした。

(イ) 牛伝達性海綿状脳症 (BSE) のスクリーニング検査

スクリーニング検査対象に該当する獣畜はなかった。

(ロ) 微生物検査

血液検査が必要と判断された90頭について、血液塗抹のグラム染色及びレビーゲル染色を実施した。また、解体後検査で敗血症、豚丹毒等の微生物性疾病を疑った198頭について病原微生物の分離・同定検査を実施した。

① 血液細菌検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	備考
牛	90	180	グラム、レビーゲル染色
豚	0	0	〃
合計	90	180	

② 病原微生物の分離検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数			全部廃棄頭数
		敗血症	豚丹毒	その他	
牛	1	1		0	1
豚	197	53	154	0	123
合計	198	54	154	0	124

※検査重複あり

(ハ) 病理検査

血液検査が必要と判断された90頭について、血液の形態学的検査及び白血球百分率を実施した。さらに、腫瘍等、病理組織学的検査を必要と認めた獣畜及び解体検査時発見された特異病変について9頭検査した。

① 血液病理検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	備考
牛	90	90	血液の形態学的検査、白血球百分率
豚	0	0	〃
合計	90	90	

② 病理組織学的検査

項目 畜種	実頭数	検査件数	全部廃棄頭数
牛	7	49	6
豚	2	10	0
合計	9	59	6

③ 疾病名別頭数

項目 畜種	牛伝染性 リンパ腫	腫瘍	炎症	変性萎縮	結核	その他	合計
牛	5(5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	7(6)
豚		0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2(0)
合計	5(5)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	3(1)	9(6)

(注) () 内は全部廃棄頭数

(二) 理化学・寄生虫検査

血液検査が必要と判断された獣畜や、生体検査及び解体検査で尿毒症、黄疸を疑ったもの100頭について検査した。

検査の種類	畜種	実頭数	検査件数	全部廃棄頭数	検査項目
血液成分	牛	91	728		RBC, WBC, HCT, HGB, MCV, MCH, MCHC, PLT
	豚	0	0		
黄疸	牛	6	6	1	血清中の総ビリルビン量
	豚	0	0	0	
尿毒症	牛	3	6	1	血清、眼房水中の尿素窒素量・クレアチニン量
	豚	0	0	0	
合計	牛	100	740	2	
	豚	0	0	0	
	計	100	740	2	

※検査重複あり

2 と畜場の衛生

(1) と畜場における外部検証の実施状況

当所で策定した外部検証実施計画に基づき、各と畜場の衛生管理計画及び手順書の確認、衛生管理の実施記録の確認及び現場での実施状況の確認並びに衛生指標菌を用いた微生物試験を実施した。

また実施頻度については、現場検査（作業開始前及び作業中）は原則開場日毎に、記録検査及び微生物試験は月に1回とした。

(イ) 現場検査（実施回数）

と畜場 年度	株式会社 香川県畜産公社 (大動物解体室)	株式会社 香川県畜産公社 (小動物解体室)	香川県農業協同組合 東讃畜産振興センター 大川畜産センター
令和5年度	213	241	221

(ロ) 記録検査（実施回数）

と畜場 年度	株式会社 香川県畜産公社	香川県農業協同組合 東讃畜産振興センター 大川畜産センター
令和5年度	12	12

(ハ) 微生物試験

種別	項目	実頭数	検体数	検査件数	項目別検査件数	
					一般生菌数	腸内細菌科菌群数
枝 肉	牛	60	60	120	60	60
	豚	120	120	240	120	120
合 計		180	180	360	180	180

(2) と畜場における衛生講習会の実施状況

と畜場に対し、施設の衛生確保や食肉の取扱い等について重点的に指導するとともに、と畜場関係者に対して衛生講習会を実施し、衛生意識の向上に努めた。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）により、と畜場法が改正され、令和3年6月から、全てのと畜場においてHACCPに基づく衛生管理が導入されたことに伴い、HACCPを効果的に運用するために、外部検証の結果のフィードバックを中心とした講習内容とした。

と畜場	開催日	参加者数	講習対象者
株式会社 香川県畜産公社	令和5年7月26日	29	と畜場設置者・従業員 食肉関係事業者

3 食 品 衛 生

(1) 食品衛生関係施設の監視指導

と畜場に併設された食品衛生法の営業許可施設のうち、当所に監視権限がある5施設に対し、施設の衛生確保や食品の取扱い等について重点的に指導した。監視指導延べ施設数は22施設であった。

特に衛生的な取扱いが要求される夏季及び流通量の増加する年末においては、一斉監視指導を行った。

R6. 3. 31 現在

業種 項目	食肉処理業	食肉製品 製 造 業	合 計	備 考
施 設 数	4	1	5	
監 視 指 導 延 べ 施 設 数	18	4	22	

(2) 食品収去検査

食肉及び食肉製品を収去し、規格基準について検査した。

夏季及び年末に食肉製品について、微生物学的検査を実施した。

また、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査事業として、主に県内産の牛肉、豚肉及び鶏肉、48検体について残留有害物質の定性検査を実施、33検体について残留有害物質の定量検査を実施した。

また、食品の安全・安心を確保するため、と畜場に搬入された牛の筋肉について放射性セシウムのサンプリング検査を実施した。

(イ) 食肉製品の微生物学的検査

項目 品名	検 査 検 体 数	検 査 件 数	不 適 件 数					備 考
			<i>E. coli</i>	黄色ブ ドウ球 菌	サルモ ネラ属 菌	大腸菌 群	クロストリジ ウム属菌	
食 肉 製 品 (加熱後包装)	6	18	0	0	0			
食 肉 製 品 (包装後加熱)	0	0				0	0	
合 計	6	18	0	0	0	0	0	

(ロ) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

① 定性検査（簡易検査法）

項目 食肉の種類	検査 検体数	検査 件数	部位別陽性数			備考
			腎臓	筋肉	肝臓	
牛	12	12		0		
豚	18	18		0		
鶏	18	18		0		
計	48	48		0		

② 定量検査（高速液体クロマトグラフィー）

項目 食肉の種類	検査 検体数	検査 件数	部位別陽性数			備考
			腎臓	筋肉	肝臓	
牛	12	12		0		
豚	12	12		0		
鶏	9	9		0		
計	33	33		0		

(ハ) 食肉の放射性セシウム検査

項目 食肉の種類 (部位)	検査 検体数	検査 件数	検査結果	
			基準値以上	基準値未満
牛（筋肉）	8	8	0	8*

基準値：100 Bq/kg

※ すべて定量限界（概ね10Bq/kg）未満

4 食鳥検査及び食鳥衛生

(1) 大規模食鳥処理場における食鳥検査状況

大規模食鳥処理場（年間処理羽数が30万を超える施設をいう。）の検査羽数は3,662,265羽であり、前年度（3,635,383羽）から約0.7%（26,882羽）増加した。

検査羽数	3,662,265								
	ブロイラー			成 鶏			あひる		
	3,662,265			0			0		
区分	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
処 分 実羽数	4,196	43,658	101,910	0	0	0	0	0	0

(注) 禁止：とさつ禁止及び内臓摘出禁止 (財)香川県食鳥衛生検査センター資料

(2) 認定小規模食鳥処理場における確認状況

認定小規模食鳥処理場の食鳥処理確認総羽数は1,230,296羽であり、前年度(1,230,916羽)から約0.1%（620羽）減少した。

処理形態の区分 ※1		イ・ロ	ロ	イ	計
施設数		12	3	0	15
種 類	成 鶏	956,347	0	0	956,347
	ブロイラー	271,244	920	0	272,164
	あいがも	159	0	0	159
	う骨鶏	1,626	0	0	1,626
確認総羽数		1,229,376	920	0	1,230,296
基準適合羽数		1,220,762	180	0	1,220,942
基準不適合羽数		8,614	740	0	9,354

(※1) イ：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5項イに掲げる食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去する行為
 ロ：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5項ロに掲げる食鳥とたいの内臓を摘出する行為
 イ・ロ：上記イ及びロの行為

(3) 規模別監視指導件数

食鳥処理場（大規模食鳥処理場1施設、認定小規模食鳥処理場15施設）に対し、施設の衛生保持や食鳥とたい等の取扱い等について監視指導した。外部検証も含めた監視指導延べ件数は43件（大規模食鳥処理場13件、認定小規模食鳥処理場30件）であった。

種別	項目 施設数	監視延べ件数	指導件数					合計
			施設の衛生的管理	食鳥肉等の衛生的管理	従業者の衛生管理	構造設備に関する事	その他	
大規模食鳥処理場	1	13	7	5	2	8	10	32
認定小規模食鳥処理場	15	30	1	0	0	0	7	8

(4) 大規模食鳥処理場における外部検証の実施状況

当所で策定した外部検証実施計画に基づき、大規模食鳥処理場の衛生管理計画及び手順書の確認、衛生管理の実施記録の確認及び現場での実施状況の確認並びに衛生指標菌を用いた微生物試験を実施した。

また実施頻度については、現場検査（作業開始前及び作業中）及び記録検査、微生物試験を原則月に1回とした。

(イ) 現場検査及び記録検査

年度	現場検査	記録検査
令和5年度	11	11

(回数)

(ロ) 微生物試験

食鳥とたいの切り取り検査を実施した。

種別	項目 延べ検査件数	微生物試験件数※		
		一般生菌数	腸内細菌科菌群数	カンピロバクター属菌
大規模食鳥処理場	180	60	60	60

※5羽/件

5 その他事業

(1) 普及啓発

食肉の衛生に関する知識の普及啓発及び食肉衛生検査所の業務内容を周知するために、県内の学校及び教育機関等を対象として、臓器標本を用いた普及啓発活動を実施した。

貸出先				対象者数 合計
中学校		高等学校		
学校数	生徒数	学校数	生徒数	
9	2,390	0	0	2,390

(2) と畜検査結果のフィードバック

と畜検査申請者及び県内の家畜保健衛生所に、と畜検査結果の詳細な情報を還元し、家畜の生産性の向上及び食肉の安全性の確保を図った。

	提供者数	提供回数
と畜検査申請者	3	52
家畜保健衛生所	1	12
計	4	64

(3) 証明書の交付

と畜検査に合格した牛及び豚についてのと畜検査証明書を、申請者に対して交付した。

	交付申請者数	交付件数
と畜検査証明書	3	36

第32 と畜場内と殺頭数及び獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因

都道府県名 香川県
令和5年度

0 9 3 2 0

と畜場内と殺頭数	処 分 内 訳	処 分 実 頭 数 (01)	疾 病 別 頭 数																							計 (27)		
			細菌病									ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫		その他の疾病										
			炭 そ (02)	豚 毒 (03)	サル モ ネ ラ 病 (04)	結 核 病 (05)	ブ ル セ ラ 病 (06)	破 傷 風 (07)	放 線 菌 病 (08)	そ の 他 (09)	豚 コ レ ラ (10)	そ の 他 (11)	ト キ ソ ブ ラ ズ マ 病 (12)	そ の 他 (13)	の う 虫 病 (14)	ジ ス ト マ 病 (15)	そ の 他 (16)	膿 毒 症 (17)	敗 血 症 (18)	尿 毒 症 (19)	黄 疸 (20)	水 腫 (21)	腫 瘍 (22)	中 毒 症 (23)	炎 症 又 は 汚 染 物 に よ る 汚 染 症 (24)		変 性 又 は 萎 縮 (25)	そ の 他 (26)
牛 計	禁止(01)	5,714 949																										
	全部廃棄(02)		11															1	1	1	2				1		5	11
	一部廃棄(03)	3,902						6						1						4	17	1			3,902	232	1,640	5,803
とく	禁止(04)																											
	全部廃棄(05)																											
	一部廃棄(06)																											
馬	禁止(07)																											
	全部廃棄(08)																											
	一部廃棄(09)																											
豚	禁止(10)																											
	全部廃棄(11)	395	89														261	37	1	3	3				1		395	
	一部廃棄(12)	130,006													6,532					249	2			130,006	6,748	143,537		
めん羊	禁止(13)																											
	全部廃棄(14)																											
	一部廃棄(15)																											
山羊	禁止(16)																											
	全部廃棄(17)																											
	一部廃棄(18)																											

(注) 1. この表には、と畜場の規定により行ったと畜場内のと殺頭数並びに処分した実頭数及び処分の原因となった疾病別の頭数を計上すること。
 なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2. 「と畜場内と殺頭数」には、と畜検査員がと畜場法第14条の規定により、その月中にと畜場内で検査して、と殺した獣畜の頭数を獣畜の種類別に計上すること。したがって、解体禁止及び全部廃棄の措置をとった獣畜についても含めて計上すること。
 3. 「獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因」には、と畜場法第14条によると畜検査の結果、法第16条の規定により、その月中に行った獣畜の処分について、処分した実頭数と、処分の原因となった疾病別の頭数を獣畜の種類別に計上すること。
 4. 「処分実頭数(1)」には、「と畜場内と殺頭数」に計上したと殺頭数、「第30と畜場外と殺頭数」に計上した切迫と殺及び政令第4条によると殺で、と畜検査の結果、表例に掲げる処分を行った頭数を計上すること。
 5. 表頭の「炭(02)」から「その他(26)」の各区分には、同一の獣畜について2以上該当する区分がある場合は、それぞれに「1」と計上すること。したがって、「炎症又は炎症産物による汚染(24)」には、1頭に「炎症」と「炎症産物による汚染」とがあっても「1」と計上し、「変性又は萎縮(25)」も同様に計上すること。ただし、「その他」欄に該当する2種の異なる疾病がある場合には、「その他」欄に「2」を計上すること。